

別紙2 2-⑪ 会議資料のペーパーレス化

検討趣旨	執行機関や事務局が議員に送付している各種資料等を、電子情報で送付することにより、ペーパーレス化による印刷経費等の節減や省資源の推進、環境への負荷の軽減を図る。
現 状	<p>執行機関や事務局が議員に送付している各種資料については、いずれも紙媒体で提出されている。</p> <p>本件については、第2次市会改革検討小委員会(平成18年1月～19年2月)において、「電子情報による各種資料(議案、委員会資料、議員会資料等)の送付」が検討されている。</p> <p>&lt;第2次市会改革検討小委員会での検討結果&gt;</p> <p>①ペーパーレス化による印刷経費の節減や省資源化の推進、環境への負荷の軽減の効果はあまり期待できない。</p> <p>②セキュリティ対策については、市会情報システムを活用することにより一定クリアできるが、受け取った情報の活用に当たっては、議員サイドのモラルや習熟度をどのように高めるのかという課題がある。</p> <p>上記の2点を確認したうえで、今後のIT化の進捗に合わせて、引き続き検討していく。</p> <p>&lt;主な資料&gt;</p> <p>議案、議案説明資料、委員会資料、議員会資料、広報資料、各種案内 ほか</p>
論 点	<p>① 各種資料を電子情報により送付することの是非。</p> <p>&lt;導入する場合&gt;</p> <p>②-1 全ての議員に導入するのか、希望する議員のみに導入するのか。</p> <p>⇒全議員の場合はITに係る習熟度の違い、希望性の場合は情報伝達の時間的格差等の課題を踏まえての検討</p> <p>②-2 どのような資料を対象とするのか。</p> <p>⇒本会議、委員会、議員会など、IT環境等の現状を踏まえた導入の検討</p> <p>②-3 どのような手法、ルールで送付等をするのか。</p> <p>⇒メール送付(市会LAN又は個人のパソコン)又はHP掲載等の手法、受け取った情報の活用に当たってのルールなどの検討</p>

参 考

【他都市の状況】

- 他の政令指定都市において、議案、委員会資料、議員会資料等を電子情報で送付している事例はない。
- 政令指定都市におけるその他各種資料の電子情報での送付状況

都市	状 況
横浜市	広報資料、各種案内等の簡易な資料は希望する議員に執行機関側からメール（PC）で送付している。
神戸市	広報資料、各種案内等の簡易な資料は事務局でPDF化し、希望する議員にメール（PC）で送付している。
浜松市	広報資料については、会派に一部配布し、議員には局のホームページを見てもらっている。各種案内等の簡易な資料は事務局で議員のみが見られるホームページにアップしている。